

法務省民二第558号

平成21年3月6日

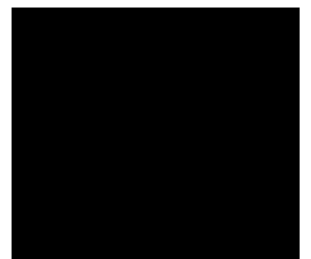
法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

株式会社日本政策金融公庫が用いる包括委任状の様式の改正について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり株式会社日本政策金融公庫から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



政公農第20-85号

平成21年3月5日

法務省民事局

局長 倉吉 敬 殿

株式会社日本政策金融公庫

代表取締役 安居 祥 策

株式会社日本政策金融公庫が用いる包括委任状の様式の改正について（照会）

株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が用いる包括委任状については、平成20年9月30日付け法務省民二第2632号民事局長回答にて別添「現行様式」によることで差し支えない旨ご回答をいただいているところですが、公庫が業務を委託している者による登記手続の円滑な実施の観点から見直しを行い、平成21年3月31日をもって本様式を廃止し、同4月1日以降、これに代えて別添「改正様式」を用いることとしたいと考えておりますが差し支えないか、ご照会申し上げます。

本改正の内容は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「法」という。）に基づく平成20年10月1日の公庫の設立前に生じた担保権消滅原因により発生し、法附則第15条第1項、第16条第1項及び第17条第1項に基づき公庫が承継した担保権の登記の抹消義務に基づく登記手続を委任事項に追加するものです。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨をご周知方よろしくお願いいたします。

## 委任状

私は、  
する。 を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役 ○○ ○○

### 記

- 1 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく株式会社日本政策金融公庫の貸付について、株式会社日本政策金融公庫を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約・担保権設定契約の締結に関する事。
  - 2 株式会社日本政策金融公庫を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権につき、その変更・処分の契約の締結に関する事。
  - 3 前2項の契約につき、公正証書作成の囑託に関する事。
  - 4 株式会社日本政策金融公庫を担保権者とする担保権につき、その設定・移転・変更（処分を含む。）・更正・回復若しくは抹消の登記又は登録の申請に関する事。
  - 5 株式会社日本政策金融公庫を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録並びに工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離若しくは消滅による変更登記の同意に関する事。
  - 6 株式会社日本政策金融公庫を担保権者として登記した前項に掲げる財団の分割について工場抵当法第42条ノ2第3項またはその準用規定による抵当権の消滅の承諾に関する事。
  - 7 株式会社日本政策金融公庫が抵当権の登記名義人となっている場合にその権利抹消の承諾を与えること及び被担保債権の質権者として付記登記されている抵当権の抹消につき、登記上利害関係ある第三者として承諾を与える事。
  - 8 国民生活金融公庫法附則第3条第1項による環境衛生金融公庫を被承継者とする抵当権及び根抵当権の移転登記の申請に関する事。
  - 9 国民生活金融公庫法附則第2条による国民金融公庫の抵当権及び根抵当権の登記名義人を国民生活金融公庫とする登記名義人の名称変更登記の申請に関する事。
  - 10 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項による株式会社日本政策金融公庫を承継者とする担保権の移転登記の申請に関する事。
- 【第11項追加。以下項ずれ。】
- 11 弁済金の受領に関する事。
  - 12 委任状及び資格証明情報の原本還付請求及び原本の受領に関する事。
  - 13 登記識別情報の受領に関する事。
  - 14 第3項から第10項まで及び前2項に掲げる行為をなすにつき、復代理人選任に関する事。

以上

【注】下線付きは改正箇所。

## 包 括 委 任 状

私は、

を代理人と定め、下記の事項に関する一切の権限を委任する。

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目9番3号  
株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役 ○○ ○○

### 記

- 1 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく株式会社日本政策金融公庫の貸付について、株式会社日本政策金融公庫を債権者又は担保権者とする金銭消費貸借契約・担保権設定契約の締結に関する事。
- 2 株式会社日本政策金融公庫を債権者又は担保権者とする貸付金債権又は担保権につき、その変更・処分契約の締結に関する事。
- 3 前2項の契約につき、公正証書作成の囑託に関する事。
- 4 株式会社日本政策金融公庫を担保権者とする担保権につき、その設定・移転・変更（処分を含む）・更正・回復若しくは抹消の登記又は登録の申請に関する事。
- 5 株式会社日本政策金融公庫を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録並びに工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団及び道路交通事業財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離若しくは消滅による変更登記の同意に関する事。
- 6 株式会社日本政策金融公庫を担保権者として登記した前項に掲げる財団の分割について工場抵当法第42条ノ2第3項またはその準用規定による抵当権の消滅の承諾に関する事。
- 7 株式会社日本政策金融公庫が抵当権の登記名義人となっている場合にその権利抹消の承諾を与えること及び被担保債権の質権者として付記登記されている抵当権の抹消につき、登記上利害関係ある第三者として承諾を与える事。
- 8 国民生活金融公庫法附則第3条第1項による環境衛生金融公庫を被承継者とする抵当権及び根抵当権の移転登記の申請に関する事。
- 9 国民生活金融公庫法附則第2条による国民金融公庫の抵当権及び根抵当権の登記名義人を国民生活金融公庫とする登記名義人の名称変更登記の申請に関する事。
- 10 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項による株式会社日本政策金融公庫を承継者とする担保権の移転登記の申請に関する事。
- 11 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第15条第1項、第16条第1項又は第17条第1項により株式会社日本政策金融公庫が承継した担保権の登記の抹消義務に基づく登記の抹消の申請に関する事。
- 12 弁済金の受領に関する事。
- 13 委任状及び資格証明情報の原本還付請求及び原本の受領に関する事。
- 14 登記識別情報の受領に関する事。
- 15 第3項から第11項まで及び前2項に掲げる行為をなすにつき、復代理人選任に関する事。

以 上

【注】下線付きは改正箇所。改正様式は現行との識別のため、全文ゴシック体とする。

法務省民二第557号  
平成21年3月6日

株式会社日本政策金融公庫  
代表取締役 安居 祥 策 殿

法務省民事局長 倉 吉

株式会社日本政策金融公庫が用いる包括委任状の様式の改正について（回  
答）

本月5日付け政公農第20-85号をもって照会のありました標記の件につい  
ては、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局及び地方法務局に通知しましたので、申し添えます。